慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	司法省御雇外人ヒルとその建白書 : 続続・明治法制史料雑纂 (一〇)
Sub Title	Hill, an adviser to ministry of justice, and his written memorial addressed to the government
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1968
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.41, No.3 (1968. 3) ,p.89- 105
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19680315-0089

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

司法省御雇外人ヒルとその建白書

続続・明治法制史料雑纂（一〇）

手塚豊

明治五年のマリヤルーズ号事件の際、神奈川県御雇として神奈川県権令大江卓を補佐し、後ち司法省に転じて、法学校速成科の授業も担当したアメリカ人法律家ヒル（George W. Hill）については、現在までのところ、その事績をまとめて紹介した文献はみあたらない。(1) 重久篤太郎、天野敬太郎編「明治文化関係欧米人名録」(2)あるいは大日本文明協会編「明治文化に寄与せる欧米人の略歴」(3)などにも、彼の名は全く洩れている。

しかし、マリヤルーズ号事件における彼の功績はもちろん、明治十年前後、フランス人が多かつた司法省御雇外人の中にあつて、彼のごときアメリカ人法律家の存在は全く異色あるものであり、その業績にも一応の成果がみられるからには、明治初期来朝外人法律顧問の一人として、彼の名を忘るべきではなかろう。

私は本稿で、これまでに私の知りえた資料にもとづき――それは文字通りみすぼらしいものであるが――明治初期法曹界における彼の足跡を辿り、そして彼の建白文書の中から、比較的重要と思われるもの数種を撰んで、その内容を覆刻、紹介したいと思う。

○

ヒルがアメリカ人であることは確かであるが、彼がいついかなる目的で来朝したのか、そしてまたどんな経緯で神奈川県庁に雇用されたのか、私はまだそれらを明らかにする資料に接していない。もちろん来朝前の経歴も一切不明である。

神奈川県庁御雇外人としての彼の名が知られているのは、マリヤルーズ号事件との関係である。

明治五年のマリヤルーズ号事件は、周知のごとくわが国とペルーとの間の紛議より、終にロシヤの仲裁裁判となり、さらに国内における副産物として遊女解放令（公娼廃止）の制定となつた明治初頭の重大事件である。(4)

事件の発端は、明治五年六月、横浜停泊中のペルー船マリヤルーズ号（Maria Luz）から、乗船中の中国出稼苦力が脱走したことであ

つた。同船は澳門から苦力二百三十余名をペルーへ輸送中で、いわば奴隷船である。英米両国公使の申入れにもとづき外務卿副島種臣は、神奈川県参事（後ちに権令）大江卓に命じて、特別裁判所を神奈川県庁に開かせ、苦力全員を解放、さらに船長から中国人代表者に対する移民契約履行の提訴も同裁判所によつて斥けられた。それがため、日本とペルー間に紛争を生じ、六年六月二十五日、ロシヤ皇帝の仲裁裁判をうける協議が成立、二年を経た八年五月、ロシヤ皇帝の裁決によつて日本の勝訴が確定した。

ヒルは県庁の御雇外人として、権令大江を助け、その裁判に終始関係した。苦力を解放した五年七月二十三日の吟味目安書（判決文）、船長の提訴を斥けた五年八月二十五日の目安並裁判（判決文）などは、いずれもヒルの起草したものと、尾佐竹猛博士は推測されている。(5)

事件が一段落した五年八月、外務省はその経過を取りまとめ「秘魯国『マリヤルゾ』船一件」（和紙二十一枚活字本）として出版したが、神奈川県では大江の命により、さらに詳しい報告書の編纂に着手した。その任に当つたのがヒルである。明治七年五月、英文和文合冊（英文六七頁、日本文一〇〇頁）で出版された「白露国馬里亜老士船裁判略記」（神奈川県法律顧問佐和希児編、神奈川県典事林道三郎訳、神奈川県一等訳官何幸五校訂）(6)がそれである。同書の序文において、大江は次のごとく述べている。(7)

今、此一案ノ本邦ニ生ズルハ、殊ニ虞ラザルノ好機会ニシテ、内ハ以テ開化文明ノ一大基礎ヲ開キ、外ハ以テ万国ニ伝頌シ、公法ノ一班トナスニ足レリト雖トモ、副島君ノ確論之ヲ始メニ断シ、「ヒール」之ヲ賛成スルニ非ズンバ、何ヲ以テ斯ニ至ルコトヲ得ンヤ……故ニ「ヒール」ニ命ジテ其事ノ顛末及審判ノ順序ヲ備録シ、的例ヲ掲ケ、論説ヲ附シ、以テ之ヲ編纂セシメ、更ニ林道三郎ヲシテ之ヲ訳述セシメ、頃者重ネテ一等訳官何幸五ニ嘱シテ訂正ヲ加ヘシメ、(8)附スルニ原文ヲ以テシ、内外之ヲ読ム者ニ便シ、白露国馬厘亜老士船裁判略記ト名ケ、遂ニ刊行シテ世ニ公布ス（句読点手塚）。

大江自からヒルの功績をたかく認めているのである。「大江天也伝記」もまたヒルについて、

同氏は神奈川県庁の顧問法律家であつた。頗る頭脳明晰であつて著眼に凡ならざる才能を持つて居つた。此事件は主として大江の努力に依つて解決を見たのであるが、一切の事件の法律的解釈、文書の作製等は一に此のヒール氏の意見に依つたのであつた。大江は晩年に至るまで、当年を語る毎に、此ヒール氏の功績を推称して止まなかつたのであつた。(9)

と述べている。マリヤルーズ号事件といえば、大江卓の偉大な功績とされているが、その蔭にかくれたヒルのそれもまたみのがしてはならないのである。彼が司法省に招かれたのは、この事件で示した彼の手腕がみとめられたためであろう。

○

前にも述べたごとく、マリヤルーズ号事件をロシヤ皇帝の仲裁にゆだねる約定書が調印され、国内での事件処理が終つたのは、明治

六年六月であるが、それに先きだち、ヒルは司法省にも職を奉ずるようになつた。その時期は明らかでないが、六年一月、司法卿江藤新平の書いた文書に「訴訟法略則は、玉乃権大判事、西権中判事、亜人ヒールにて草案相立成稿相成候云々」[10]とあり、また後掲「米人ヒール建言並質問」の中には「六年九月十三日、ヒール氏へ質問」という文書もあるから、おそくとも六年一月には司法省御雇を兼ねていたとみていい。

さらに、一八七六年（明治九年）四月の後掲「日本の民法及び習慣法編纂についての意見書」の彼の肩書は「上等裁判所」となつているが、東京上等裁判所御雇も、彼の兼職の一つであつたと思われる。

一八七四年（明治七年）出版の前掲馬里亜老士船裁判略記の英文の表紙には、ヒルの肩書として Legal adviser of Kanagawa Ken-cho and several others と記されているが、これこそ彼が神奈川県庁御雇であるのみならず、他にも兼職をもつていた証拠であろう。その兼職がすなわち司法省御雇と東京上等裁判所御雇であつたものと推察される。

ところが、第二次大戦前の司法省に保管されていた御雇外人関係の記録を筆写された堀内節氏のメモ[11]（以下堀内メモと略称する）によると「ジョージ・ワルレス・ヒール、自明治九年八月―十三年八月、法律並裁判顧問、司法本省、五百円」とあり、また「明治四年至明治九年末、居留地外居住外人表」によると、ヒルは「九年八月」以降「駿河台西紅梅町三高橋やす方」[12]に居住している。この二つの資料は、「九年八月」の点で、偶然とは思えない一致を示している。この「九年八月」は、彼が司法省の専任になつた時期であり、それ以前は神奈川県庁御雇が本職であつたため、東京には住所をもつていなかつたものと、私は考えたい[13]。

「明治十二年九月中官雇外人一覧表」によると「G. W. Hill 裁判顧問、一ヶ月二百五十円、明治十二年八月廿五日ヨリ向一年」[14]とある。これは十二年八月に契約を更改、雇用期限を一年延長したことを示している。その後、この契約は、後ちに述べるごとく、約一年半程さらに延長された。

以上に述べた如く、ヒルは明治六年一月以前の頃から、十四年三月まで司法省に在職した。

ヒルが司法省在職中に執筆した答議あるいは建白書の類が、現在の法務図書館に「米人ヒール建白並質問」（司法省十三行罫紙四十八枚）[15]と題する文書として保管されている。その内容は、書簡五通、答議二通、意見書（建白書）二通で、書簡も質問に答えた一種の答議である。順次不同に綴り込まれているが、それを年代順に並べると、次の通りである。書簡並びに意見書で表題のないものは、筆者において、適当と思われる題名を附した。「仮名」とあるのがそれである。番号も便宜上、筆者の附したものである。

一　「六年九月十三日・ヒール氏へ質問」

特許営業、郵便、陸運業に関して、一問一答を記したものであるが、質問者の氏名はない。

二　「英米両国税関長官の権限に関する書簡」（仮名）、一八七四年（明治七年）三月九日附、宛名なし。

三　「同前追補」（仮名）、一八七四年（明治七年）三月九日附、「楠田明法頭」[16]宛

この書簡の宛名によって、二の書簡も楠田宛のものであつたことが判明する。

四　「大審院判決録編纂の必要を述べた意見書」（仮名）、一八七五年（明治八年）六月七日附、「大審院」宛。

五　「証拠法の参考書として、司法省蔵書中から、グリーンリーフ氏の著書を推薦する書簡」（仮名）、一八七五年（明治八年）七月七日附、「司法卿大木喬任」宛。

これは「裁判所ニ於テ用ヒタル演舌上ノ証拠及ヒ約券吟味等ノ取扱手続及規則ノ儀ニ付過日御下問ヲ蒙リ候末司法省御蔵書ノ内取調ヘ」た上で、提出されたものである。当時、ボアソナードの拷問廃止意見書[17]（八年四月十五日）並びに建白書（同年五月二十日）が提出され、司法省内では自白に代る他の証拠方法採用の論議が、ようやく盛んになつていたであろうから、このような質問が行われたものと思われる。そしてヒルは、グリーンリーフの著書の「反訳ハ過日閣下御下問ノ証拠法ノ一種ニシテ則日本裁判所ニ於テ有用不可欠ノモノニ御座候」と述べている。グリーンリーフの著書は Simon Greenleaf, Treatise on the law of evidence, Boston, 1866-68, 3V. であり、後ちに益田克徳訳「証拠論抜萃」（司法省蔵版）として明治十年に印行されている[18]。益田はすでに明治八年三月当時、明法寮大属、九年十二月当時は七等判事として司法省に在職しているから[19]、ヒルの同書推薦後、直に翻訳を行つたものと思われる。

六　「『ヒール』建白草稿」、一八七六年（明治九年）二月七日附、「大木司法卿」宛。

治外法権に関するヒルの意見を述べたものであるが、末尾の「訳者識」（氏名不明）に「訳者曰ク本文長文錯雑建白ノ意ヲ失スルニ似タリ」とある。

七　「日本の民法及ヒ習慣法編纂についての意見書」（仮名）、一八七六年（明治九年）四月日不詳、宛名なし。

八　「右に関連する書簡」（仮名）、一八七六年（明治九年）五月二日附、「司法省民事課幾田君」宛。

九　「エジプトの領事裁判制度について報告した書簡」（仮名）、一八七六年（明治九年）五月十二日附、「司法卿大木喬任」宛。

以上の内、私が本稿で覆刻、紹介するのは、四、七、八の三つである。

四の「大審院判決録編纂の必要を述べた意見書」は、大審院が開設された（明治八年五月二十四日太政官布告第九一号）直後、提出されたものであつて、寔に時宜をえた意見書である。大審院がその判決録を編纂、公表するに至つた経緯については、残念ながら、私は全く知るところがない。現存する大審院判決録第一巻は、刑事、民事両編とも刊年不詳、第二巻は、民事編が明治十一年一月、刑事編は同年十一月の出版である[20]。この編纂に対して、ヒルの意見書がどのような役割りを演じたかを、具体的に確めえないのは寔に遺憾であるが、当時、外人顧問の意見は相当つよく司法省に作用したことからみて、なにほどかの影響は与えたと考えて間違いなかろう。

七の意見書は「日本ノ民法及ヒ習慣法ヲ編纂スルノ事業」に対して、ローマ法の故智を引用して所見を述べたものである。ローマ法の例が、事情の異なる当時の日本の立法事業に適切な先例であつたかどうかは疑問であり、また、複雑なローマ法の説明が、当時の司法当局者にどの程度まで理解されたかも疑わしいが、要するに、ヒルの意見としては従前の判決録、人民昔時の慣習、そしてまた明治以降の布告、指令、この三種のものの蒐集、整理、編纂を急務とし、それがすなわち日本の民法と考えたようである。いわゆる明治十一年民法草案の編纂が、司法省において開始されたのは、九年六月からであるから、[21]このヒル意見書が提出された同年四月頃には、すでに民法典編纂の件が省内の話題にはなつていたであろう。それにも拘らず、ヒルが民法典の編纂については全く述べていないのは、いかにもアメリカ法律家らしい態度であつたといえよう。

ヒルの建言の内、判決録については前に述べた。明治以降の民事に関する布告、指令類の分類、整理は、すでに当時、太政官史官においてその事業が開始されており、明治八年に「法例彙纂」（民法之部第一編）が出版された。また東京裁判所においてもほぼ同様の事業が行われ、同年十二月に「民事要録」（甲編）が出版されている。ヒルはそれらの事情を知らされていなかつたのかも知れない。しかし、司法省において「現行類聚法規」[22]の編纂がはじめられたのは、明治十年頃からと思われるが、これはヒルの建言にもとづくものであつたかも知れない。

八の書簡は、前の意見書においてはやや不明確であつた民事慣習蒐集方法を具体的に述べた追補である。宛名の「幾田」は、翻訳の間違いで「生田」[23]精を指すものと思われる。

この書簡で、ヒルは「帝国ノ諸部ヘ委員ヲ派出シ其地ノ習慣法ヲ纂集シ之ヲ其本局ヘ稟報セシムルハ一ノ好策此事業ヲ捗ラシムルノ大ナル助ケナラン」と述べているが、正にこの方法を以て行われた司法省の事業が、生田精、長森敬斐による全国民事慣例類集の編纂であつた。同書成立についての詳しい考証は、現在までのところ全く行われていないが、[24]最近、義塾法学部助教授利光三津夫君によつて鋭意その研究がすすめられており、近く発表される予定となつている。詳細は同君の研究にゆずり、ここではただその事業が、ヒルの示唆にもとづいて開始されたものであること[25]を記すにとどめたい。

そのほか、法務図書館には「ヒール氏英仏契約篇異同論、松本貫一訳、一八七六年二月十四日」という文書も所蔵されている。司法省罫紙十一枚の短いものであるが、これまた一種の答議であつたとみてよかろう。因みに松本は九年七月当時、司法省十一等出仕に在職した人であるが、[26]私はその経歴を知りえない。

○

明治十年七月、司法省照査課において、出仕生徒を募り、法律学の速成教育を開始するや、ヒルはその講師を依嘱された。いわゆる速成科第一期生の授業である。この開校前後の事情は、すでに別の機会に私が詳述したので、ここではくりかえさない。[27]講義は同年九月から開始され、ヒルの当初の担当は「法律の原旨、英国普通法」

であつたと伝えられる。[28]「法律の原旨」という科目で何を講じたかはわからないが、「英国普通法」というのは、契約法の講義から始めたものと思われる。なぜならば、後ちに述べる損害法講義の冒頭(十一年五月二日)で、彼は「本日ヨリ契約法ニ並行シテ隔会、損害法ヲ説カントス。如何トナレハ、契約法ハ概略理会サレタルヲ以テナリ」(句読点・手塚、以下の講義録すべて同じ)と述べており、また証拠法講義の冒頭(十二年五月一日)でも「既ニ説キタル契約法(コントラクト)、損害法(トート)、回復法(レメデー)云々」というごとく、損害法、証拠法、回復法に先立つて契約法が講ぜられたことが、明らかにわかるからである。しかし、この契約法講義に関しては講義録も残存せず、その始終の年月日および内容など、詳しいことはわからない。

契約法につづいて行われた講義については、ほとんど完全と思われる講義録の写本が、次のごとく法務図書館に所蔵されている。

米人ヒール氏講義筆記
　英国損害編　従第一号　至第二五号
　　司法省罫紙一七五枚
米人ヒール氏講義筆記
　英国回復篇　緒　言　従第一号　至第三号
　　普通法　従第一号　至第十二号
　　衡平法　従第一号　至第十二号
　　司法省罫紙一六〇枚
ヒール氏講義筆記
　証　拠　法　従第一号　至第廿一号
　　司法省罫紙一三一枚

損害篇は torts、回復篇は remedy、証拠法は evidence である。いずれの写本の表紙にも「照査課」の記名があり、同課所管速成科生徒に対する講義録であることを、明らかに物語つている。しかし、訳者名は記されていない。

これら講義録によると、損害篇は十一年五月二日から十二月十二日まで全二十五回行われて完了、つづいて回復篇は十二月二十三日から翌一月九日までの三回が緒言、同月十三日以降は普通法、衡平法を交互に十二回宛行い、四月二十四日で完了、証拠法は十二年五月一日から七月十七日まで二十一回行われて終了した。

ヒルの予定では、証拠法につづいて「海上法律及ヒ訴答文例」の講義を行う積りであつたが、[29][30]生徒の卒業時期(十二年九月)が到来したため、果されなかつたのである。

彼の講義は、難解な英米法の法理を、初心者にわかり易く親切に行つており、苦心の跡がみえる。また設例をあげる場合に、しばしば日本の事例を用いるのも、そのためであろう。例えば損害賠償の説明では、次のように述べている。[31]

東京ニ在ル者、鹿児島ニ戦争アルヲ聞、該地ニ草靴(まま)ノ類ヲ送ル時ハ大ニ利益アルヲ計リ、其運送ノ事ヲ約シタリ。然ルニ其約定ノ期日ニ到着セスシテ、日後ニ至リテ該地ニ達セシ時ハ、既ニ戦争終リテ当時大阪ニ兵端ヲ開ク。斯ヲ以テ、右草履ノ類ヲ巨万鹿児島ニ致スト雖トモ之ヲ供用スルモノナシ。如此トキハ之ヲ復タ大坂(まま)ニ輸サヽレハ、権利者ハ毫モ利ヲ得ル能ハス。故ニ義務者ヨ

リ多少ノ償金ヲ出サヽル可カラス。而シテ償金ノ度量ハ、即チ鹿児島ヨリ大阪ニ送ル所ノ運賃ナリ。

又タ東京ニ在ル人、長崎ニ市場ヲ開設スト聞キ、普通運送会社ニ商品運搬ヲ約シタリ。然レトモ、到達ノ日ハ契約ニ違ヒ、大ニ遷延セリ。時ニ市場ハ既ニ其所ヲ新潟ニ移セリ。此場合ニ於テ償金ヲ定ムルモ亦前例ニ異ナラス。

また信託を説く個所では、次のように説明している。(32)

余カ、現ニ日本ニ於テ往々見ル所ノコトニ付、「トラスト」ノ適例ヲ挙ケン。日本ニ所謂隠居ト称スル者アリ。其当主タル齢未タ丁年ニ及ハス、猶小学課業ニ従事ス可キ幼童ナレハ、家事ヲ整理スルコトヲ得ス。家政ハ皆隠居ノ管理スル所タリ。故ニ地ヲ買フモ、又其入額ヲ収領スルモ、皆其隠居ノ一意ニ出テ、当主ハ却テ関係スルコト無シ。然レ共、其名ヲ問ヘハ則チ当主ノ名義ナリ。故ニ若シ隠居自身ニ対スル訴訟ニ付、身代限リノ財産ヲ以テ償フ可キ場合ト雖トモ、当主ノ財産ニ就テハ、債主之レヲ請求スルノ権無シ。之ニ反シ右ノ隠居ナルモノハ法律上土地所有主ニアラズト雖トモ、衡平法上、其実益ヲ有スルガ故ニ、衡平法ニ据テ論スルトキハ則チ所有主ナルナリ。是一例ナリ。又外国人ノ日本ニ於テ土地ヲ領スルハ国法ノ許サヽル所ロナリ。然ルニ余(教師自云)ノ如キ外国人ニシテ、現ニ日本ニ在テ自ラ金額ヲ出シ、且其利ヲ占メ土地ヲ有スルヲ得ルハ、他無シ、別ニ日本人ノ余ニ代テ所有名主タルヲ以テナリ。故ニ余ハ衡平法上ノ利益ヲ得、名主タル日本人ハ法律上ノ所有権ヲ有スル者ニシテ、政府ノ黙許スル所タリ。是第二例也。之レヲ英国「トラスト」ノ適例トス。

できる限り生徒の理解の便を考慮していたことは、これらの例によってわかるであろう。と同時に、彼が日本の法律事情や慣習にも、ある程度の知識を修得していたことを物語っている。別の例をあげれば、彼が「日本現行ノ刑法ニ於テモ、凡ソ姦通ハ奸夫奸婦ヲ姦所ニ於テ発見スルトキハ、本夫直チニ之ヲ併殺スルコトヲ知ル」(33)、「日本ノ所謂水論ノ如キ喧囂ニシテ粗暴ノ挙動ニ渉リ、或ハ鉄砲ヲ携フ如キ所業」(34)、「余カ聞ク所ニ拠レハ、本邦古昔施政司法ノ権混同シテ一定ノ区別アラサリシカ、明治五年ニ至リテ初テ分離スルコトヲ得タリ」(35)、「日本ニ於テハ讒謗律ノ設立日猶浅キ云々」(36)、「欧米並ニ日本ニ於テモ、所謂出版条例ナル者アリテ云々」(37)、「日本人タル者、誰アツテ知ラサル者無キ南都大仏像」(38)、「欧米ニテハ日本ノ如ク、家々一定ノ紋トテハ有ラス」(39)、「三井ノ豪富、加藤弘之ノ識者タル如キハ、皆人ノ知ル所ナリ」(40)と述べていることなどが、それである。もつとも「日本ニハ現今、後見人アルヲ見聞セス」(41)というがごとき誤解の個所もないわけではない。

このように、ヒルは在日数カ年の経歴を生かし、御雇外人教師の講義としては、比較的に平易な授業を行つたと思われるが、漢学の素養しかもたない出仕生徒が、法典のない英米法の内容を理解することは、フランス法の場合以上に困難を感じたであろう。

他方、当時の司法省の状況をみるに、法律顧問並に法学校教師としてのボアソナードの勢力は絶大であり、彼の教えをうけた旧明法寮生徒（法学校正則科第一期生）も省内に多く、法学校正則科では

第二期生に対し、専らフランス語の授業が行われていた。[42] さらに十二年末には、あたらしい外人教師として、フランスからアッペール（Georges Appert）が来朝した。[43] いわば司法省の雰囲気は、フランス法一辺倒であつたわけである。その中に在つて、ヒルの立場は寔に微妙であつたにちがいない。彼が、十二年九月卒業の第一期生の授業だけで、速成科教師の地位を去つたのは、当然の趨勢であつたと思われる。十三年三月から開始された速成科第二期生の講義は、ボアソナードとアッペール、それに正則科第一期卒業生でフランス留学帰りの司法省官員数名が加わり、専らフランス法中心の授業に切り変つたのである。[44]

速成科教師退任後、退職までの約一年半、ヒルが省内においてどのような仕事に従事していたかは、その間の答議の類も残つていないので、全くわからない。

○

明治十四年三月、ヒルは司法省を退職した。「司法沿革誌」には「教師ヒル期満チ其雇ヲ解ク」とある。[45] 前に述べた十二年の契約では、十三年八月に満期となつた筈であるから、その際、さらに延長されたと思われる。マリヤルーズ号事件以来の功労を思うと、叙勲されても当然と考えられるが、そのことは行われていない。[46] 後ちにアッペールが法学校教師在職五ヵ年の功績で勲四等に叙せられたのに比較すると、冷遇といえよう。[47]

司法省退職後のヒルについては、徴すべき資料を欠く。それがため、帰国の年月、帰国後の動静、その没年など、すべてわからないのは寔に残念である。

なお、明治中期以降、東京において弁護士として活躍、東京専門学校、慶應義塾でも、英米法の講義を行つた沢田俊三[48]は、横浜時代のヒルの門下生と伝えられるが、[49] 私はそれについても具体的には全く知るところがない。

この未熟な本稿が機縁となり、将来、ヒル関係の資料が発掘され、より正確なそしてより詳しい経歴が明らかになるならば、私としては望外の幸である。

（1）天野敬太郎「幕末明治時代来朝欧米人に関する文献一覧・Hの部」・観光第二巻三号（昭和十七年）・三四頁。その後においても、私の知る限りにおいてヒル関係の研究はみあたらない。

（2）重久篤太郎、天野敬太郎「明治文化関係欧米人名録」・書研究第一〇巻四号（昭和十二年）・五四七頁以下。

（3）「明治文化に寄与せる欧米人の略歴」・「明治文化発祥記念誌」（大正十三年）・附録一頁以下、「明治文化に寄与せる欧米人の略歴追記並正誤」・「明治文化の記念と其批判」（大正十四年）・八九頁以下。

（4）尾佐竹猛「マリヤルズ号事件」・「法窓秘聞」尾佐竹猛全集第十二巻（昭和二十四年）・二一〇頁以下、「横浜市史稿・政治篇第三」（昭和七年）・一九四頁以下、木村毅「明治文化の話・まわり燈籠」（昭和三十四年）・七九頁以下、石本泰雄「明治期における仲裁々判の先例㈠」・法学雑誌第七巻四号・五〇頁以下等参照。

（5）尾佐竹・前掲マリヤルズ号事件・前掲全集・二三二頁、二五七頁。

(6) 同書の日本文の部分は、「明治文化全集」外交篇・二七頁以下に覆刻されている。なお、同書には明治五年十月までの経過と記録が収められている。

(7) 前掲書・二七頁。

(8) 林道三郎は長崎県人、明治元年七月、神奈川県通弁に任用、五年一月、権典事に進み、同年六月、一等訳官を兼ねたが、同年七月、典事専任となり、さらに同年十月、外務省に転じて副領事となった（内閣文庫蔵「神奈川県史料」第十四冊）。何幸五は長崎県人、明治四年三月、長崎県上等通弁から神奈川県へ転じ、三等訳官、二等訳官を経て、五年六月、一等訳官へ進んだ（同前）。

(9) 雑賀博愛「大江天也伝記」（大正十五年）・一九三頁――一九四頁。

(10) 「江藤南白」下巻・一〇頁――一一頁。

(11) 堀内メモについては、拙稿「司法省法学校小史(1)・続続・明治法制史料雑纂(4)」・本誌第四〇巻六号・七七頁――七八頁・註11・参照。

(12) 「築地居留地」・東京都史紀要四（昭和四年）・三七五頁。

(13) The Japan Directory, Yokohama, 1881 によると、ヒルは横浜山手五八番に住居をもつている（p. 29）。駿河台からふたたび横浜へ移ったのか、それとも横浜には以前からの住居がそのままあつて、駿河台の方は東京における仮の住居として部屋を借りていたのか、その辺の事情は明らかでない。

(14) 「日本外交文書」第十八巻・六二九頁。本文で述べた堀内メモの俸給に較べると半分である。どちらかが間違いであろうが、いまそれを確かめえない。

(15) この文書の表紙には、「編纂課」と記されている。同課は、明治十年一月に設けられたものであるから（「司法沿革誌」・昭和十四年・四一頁）、同課設置後、従前の文書を整理したものと思われる。なお、この文書には翻訳者名は全て記されていない。

(16) 楠田英世である。彼は明治六年四月二十三日、明法頭に進み、八年五月四日、明法寮廃止まで在職した（「元老院勅奏判任官履歴書」・五五枚裏――五六枚表）。

(17) 拙稿「明治初年の拷問制度――その廃止過程の一研究」・「明治初期刑法史の研究」・一二六頁以下参照。

(18) 同書は分冊になつており、第二冊まで出版されたようである（拙稿「明治初期における英国証拠法の移入とその歴史的意義」・慶大法学会誌第二十一号・昭和十七年・一七頁以下参照）。

(19) 明治八年三月「官員録」・九四枚表、明治九年十二月「官員録」・一一三枚表。

(20) 大審院判決録は、刑事、民事共に第一巻（明治八年七月――十二月分）はB6の形式であつたが、第二巻以降はB5の形式に改められた。

(21) 拙稿「明治十一年民法編纂前後の一考察」・「滝川博士還暦記念論文集(二)」・日本史篇（昭和三十二年）・八四六頁。

(22) 「類聚法規」の最初のものは、「沿革類聚法規目録」甲編であつて、明治十一年十月、編纂課から出版された。その序文にも、とくにヒルのことは述べられていないので、ヒルの建言にもとづくことは立証されない。なお、同書は明治二十四年刊の「現行類聚法規」第十二編が最後の出版のようである。

(23) 生田精が司法省御用掛に就任したのは明治十年とする文献もあるが（「国民過去帳」明治之部・昭和十年・一五五頁）、実際はそれ以前から在職していた。この点についても、本文で述べた利光君の研究発表を待ちたい。

(24) 同書覆刻版（明治十年版、十三年版を再編・合冊）の解題を書かれた風早八十二氏は、同書成立の由来についてはほとんど考証されていない（「明治文化全集」法律篇・解題一三頁以下、日本評論社版「全国民事慣例類集」・解説一頁以下等参照）。

(25) 小早川欣吾教授が発表された「東京上等裁判所・一記録」には「明治九年五月、司法省ニ於テ民法編纂材料ノ為メ、地方慣例取調局ヲ設ケ、御用掛生田精主任トナリ、委員ヲ派出シ筆録セシメ、同十二年ニ至リ成功ス」（「続明治法制叢考」・昭和十九年・二二〇頁）とあるが、ヒルの建言と、地方慣例取調局の設置とは、時期的にみて正に符合する。

(26) 明治九年七月「官員録」・七三枚裏。

(27)(28) 拙稿・前掲法学校小史(3)・本誌第四〇巻一一号・五八頁以下参照。なお、野田良之教授が紹介された横浜発行の仏語新聞 Echo du Japon 一八七七年七月十七日号（明治十年）の「フランス人ジュスラン (Jousiain) 氏及びイギリス人ヒル (Hill) 氏は、ともに司法省雇であるが、隔日に行なわれる法の講義を、司法省がとくに選んだ生徒のために近く開始する」（野田「日本における外国法の摂取・フランス法」・「外国法と日本法」現代法第十四巻・二〇四頁）という報道の内、ヒルに関する件は――イギリス人とあるは誤報であるが――速成科の講義を指すものである。しかし、ジュスランが速成科あるいは正則科の講義を担当した形跡はない。なお、ジュスランについては、拙稿・前掲法学校小史(2)・本誌第四〇巻七号・六三頁、九一頁註31・参照。

(29) ヒルは、その証拠法第一回講義で「諸彦、就学ノ歳月モ既ニ其半ヲ過キ、終尾、期ニ達シタレハ、余モ亦力ヲ尽シテ講説シ、此期ニ於テ余カ予メ意匠セシ事項ヲ説キ尽サントス。仍テ本日ヨリ証拠法ヲ説キ、余日アラハ尚海上法律及訴答文例ヲ説カントス」（明治十二年五月一日）と述べていたが、同年七月まで証拠法の講義がつづき、海上法、訴答文例の講義は時間切れで行われなかった。第一期生は七月下旬から九月上旬までは暑中休暇、九月卒業だったからである。

(30) 訴答文例（明治六年七月十七日太政官布告第二四七号）の内容に英米法の影響があるとし、それとヒルとを結びつけて考える見解もあるが（向井健「明治初年における民事訴訟法典の編纂」・綜合法学第六巻八号・一二頁）、訴答文例に対する英米法の影響については批判的意見もあるので（三ヶ月章「司法制度の現状と改革」・「現代の裁判」・現代法第五巻・一二頁――一三頁・註8、野田・前掲フランス法・現代法第十四巻・一七一頁・註15等参照）、本稿では訴答文例とヒルとの関係は、一応考慮の外においた。しかし、ヒルがその講義の予定に訴答文例をわざわざ掲げていることは（他の単行法例えば六年十一月五日の出訴期限規則のごときものを差しおいて）、その制定にヒルがなんらかの関係をもっていたためとみることもできる。訴答文例の基本線がたとえフランス法であったにもせよ、部分的にはヒルの助言をうけた個所があっても決して不自然ではない。

(31) 回復篇講義・普通法第十二回・明治十二年四月二十一日。

(32) 前掲書・衡平法第二回・明治十二年一月二十三日。

(33)(34) 前掲書・緒言第三回・明治十二年一月九日。

(35) 同前。ここで「明治五年云々」とあるのは、司法職務定則（明治五年八月三日司法省達）を指すものと思われる。

(36) 損害篇講義・第八回・明治十一年六月十七日。

(37) 前掲書・第九回・明治十一年六月二十四日。

(38) 前掲回復篇・普通法第八回・明治十二年三月二十四日。
(39)(40) 証拠法講義・第七回・明治十二年五月二十二日。
(41) 前掲回復篇・衡平法第六回・明治十二年三月六日。明治初年の後見人は、幼戸主のみに附せられ、家族に対してはなかつたから（石井良助「明治文化史・法制篇」・六二四頁）、ヒルは、全般的に後見制度がないものと誤解したのであろう。
(42) 拙稿・前掲法学校小史(2)・本誌第四〇巻七号・六六頁以下参照。
(43) アッペールについては、拙稿「司法省御雇外人アッペールの司法省法学校卒業式演説・続続・明治法制史料雑纂(九)」本誌第四一巻二号・九九頁以下参照。
(44) 拙稿・前掲法学校小史(3)・本誌第四〇巻一一号・六一頁——六二頁。
(45) 前掲司法沿革誌・五五頁。私は別の機会に、ヒルの退職を十三年八月としたこともあるが（拙稿・前掲法学校小史(3)・本誌第四〇巻一一号・六二頁）、本文のごとく訂正する。
(46) 賞勲局編「外国人叙勲録」（明治二十五年）に、ヒルの名はみえていない。
(47) アッペールには、明治十七年十一月二十九日附で勲四等旭日小綬章が授与された（前掲書・三〇九頁）。
(48) 沢田俊三は旧忍藩士族、工部省出仕を経て司法省に入り、新潟裁判所判事補となつたが、明治十年代の初め頃に退職、代言人となり、さらに米国ペンシルバニヤ大学、エール大学に学び、二十一年帰朝後、ふたたび代言人、弁護士として活躍、また諸学校の英米法講師、王子製紙取締役などを歴任、明治四十二年五月、五十七歳で逝去した（前掲国民過去帳・一一一三頁）。

司法省御雇外人ヒルとその建白書

(49) 「弁護士沢田俊三氏の逝去」・日本弁護士協会録事第一三一号（明治四十二年）・八三頁。

※　※

前註(1) 句読点は、手塚が附した。
(2) 外国語を仮名書きしている個所は、カッコに入れている場合と、傍線を附す場合とあつて不統一であるが、すべて原文のままである。
(3) 外国語の仮名書きは、書き誤りと思われるものも、すべて原文のままである。
(4) 現在、普通に用いない字体は改めた。ㄱをコト、〆をシテの類である。

大審院判決録編纂の必要を述べた意見書

大審院中ニ一個ノ「レポアタル」官（総テ裁判事件ヲ記録スル一種ノ書記官ナリ）ヲ置キ、之レニ本院ニ於テ総テ命令シタル事件及ヒ判決等ヲ便宜ニ編纂セシメ、連綿之レヲ保整シ置クコト重要ナリ。凡ソ告訴人ニ於テハ、素ヨリ吾カ訴訟シタル事件、何レノ法則ニ依リ判決サルヽトモ、又ハ裁判所何レノ律例ニ基キ之レヲ判決セシトモ、是等ニ拘ラス、唯争論ノ事件ニ於テ至当ノ判決ノミヲ要ス。故ニ彼等ニ於テ是等ハ左程重要ノ者トモセス。
然レトモ、是ノ如キ判決等ハ自然充分ナル律例トナリ、裁判ニ拘リ合フ処ノ人及ヒ生計ヲ司法ノ職務ニ帰シタル人ハ、是等ヲ以テ彰明ナル律例ト見做シ、之レニ照準スルコトヲ得ヘシ。故ニ是等ノ判決ハ極メテ重要ノ者ナリ。

若シ本院中ニ照準施行セン為メ、総テノ判決ヲ冊子ニ記録編纂シ、兼テ之レヲ本院ニ備ヘ置カサルトキハ、自ラ裁判上ニ於テ確定同一ノ判決ヲ得カタク、又先例ニ照シ之レヲ判決スヘキ律例モ之レナク、唯一時、其裁判ニ拘リ合フ処ノ裁判官ノ方寸ニ依リ、之レヲ裁判スル外、他ニ裁判ノ方法ナカルヘシ。故ニ判決録ハ至重至要ノ者ナリ。之ニ各裁判官ノ判決ヲ編纂シ置キ、各裁判所ニ於テ公平至当ノ判決ヲ得ン為メ、此ノ判決録ニ照シ律例ヲ採用スヘシ。

各国ノ大審院ニ於テハ、故ニ一個ノ官吏ヲ置キ、之レニ本院ニ於テ総テ命令セシ事件及ヒ判決等ヲ順序ニ編纂セシヲ以テ、各裁判所ニ於テ争論ノ疑件等、此ノ判決録ニ照シ、之レヲ明弁シ及ヒ法律上ニ其職務ヲ帰シタル人ノ以テ採用スヘキ者トナス。

「レポアタル」官ノ職務ハ極メテ重要ナルカ故ニ、必スシモ告訴ノ手続、判決ノ方法等ヲ熟知シ、法律上ノ普通語ニ通シ、及ヒ各裁判所ニ於テ通例用ユル処ノ法則等ノ暗記スル人ヲ要ス。

大審院ニ於テ施行命令セシ総テノ事件ヲ記載シ之レヲ彰明ニ公告スルコト重要ナリトス

一千八百七十五年六月七日

法律教師

ジ　ダブリウー　ヒール

大審院　御中

日本の民法及び習慣法編纂についての意見書

日本ノ民法及ヒ習慣法ヲ編纂スルノ事業ニ進ントスルニ当リ、如何ナル方法ヲ以テ最モ適当ナリト為スヤ、僕切ニ之ヲ考ルニ先ツ古来ノ法律編纂ノ方法ヲ検テ此ニ拠ルヲ最モ必要ナリトス。故ニ僕ハ紀元五百年代羅馬帝「ジユスニヤン」カ命令ノ下ニ編纂シタル羅馬法ヲ用ヒ将テ参考ニ備ヘントス。此時ヨリ降テ今ニ至ルマテ、如此法律ノ大編纂アルヲ観ス。唯タ斯ノ法律ノ性質ト本理トニ基キ僅ニ目今ノ法律ヲ抔出セシ而已。

右ニ論セシ如ク近世ノ法律ハ律学師ニ依テ羅馬法ノ本理ニ基キ集成ノ功ヲ奏セシ者ナルカ故ニ、今ヤ日本ノ如キ景状ニ於ル法律ニ適過スル者非ルナリ。而シテ「ジユスタニヤン」帝ノ昔ニ遡リ、当時法律ノ景状ヲ観ルニ至テハ、稍ヤ日本ノ今日ニ同シキヲ観ルニ足ル可シ。又「ジユスタニヤン」帝ノ用ヒタル編纂ノ方法モ即今日本ニ在テ法律ヲ編纂叙整セントスルノ目的ニ相適スルノ標準タル可キヲ信スルナリ。

「ジユスタニヤン」帝ノ命令ニ因テ編纂シタル羅馬法ハ三個ノ目標ヨリ成ル。一ハ成法纂集「ユード」、一ハ判決纂集「パンテクツ」、一ハ法理纂集「インスチユーツ」ナリ。此等ハ皆絶美至善ノ性質ヲ具ヘ、実ニ一千三百年ノ星霜ヲ経ルト雖モ、今尚ホ律学家ノ崇敬シ以テ研究スル所ナリ。「チヤンスロル、ケント」氏云ク、「インスチチユーツ」ハ近来ノ法律纂集ノ基本ナリト、今我儕カ起サントスル所ノ事業亦軽キニ非ス、是レ種々ノ困阨途ニ横ルヲ以テナリ。雖然、羅馬法ノ纂集ニ於テ費セシ所ノ困難、労劬ノ大ナル

ヲ想ヒ、今日ノ業ニ較ルトキハ、耐忍ト時間トヲ以テ果シ能ハサルノ事業ニ非ルヲ知ル。

「ジユスタニヤン」帝カ創メテ此事業ヲ起ストキニ当テヤ、既ニ一千四百年間ノ法律崇積シテ巨額ノ部数ヲ成セリ。而シテ其巨額ノ部数ハ一定ノ順序モナク、各種ノ姿様ヲ存セシノミ。故ニ「ジユスタニヤン」帝ノ云ヘル如ク、人間ノ智力ヲ以テ之ヲ了解シ、之ヲ編纂スルコト能ハサルノ景状ナリキ。「ジユスタニヤン」帝ニ依テ撰挙セラレタル学士、始メテ此事業ニ着手スルニ臨ミ、法律書二千部ノ外ニ、古来賢士学哲ノ著述ヨリ抜萃セシ所ノ者三百万言ヲ翫味シ、其中ヨリ適当ナル者ヲ捃検スルカ為メ、悉ク之ヲ熟読セサルヲ得サリキ。日本ノ歴史ハ羅馬ノ歴史ト比シク是レ博シト雖モ、吾儕カ目的ノ事業ニ要スル所ノ部分僅々タルニ過キサル而已。

日本ニ在テハ法律ノ一学科ニ従事セシ者未タ嘗テ之レアルヲ観ス。是則羅馬ト相異ナル所以ニシテ、羅馬ニ於テハ法学諸大家ノ記載セシ所ノ者ヲ撰集シタリ。其他ノ事ニ在テハ吾儕ノ目的モ其性質ニ取リ、ジユスタニヤン帝ノ事業ト稍ヤ相同シ。即チ蒙茸叢裡ヨリ要須ノ部分ヲ簡抜シ、順叙ヲ整ヘ而後方ニ一ノ組立ヲ為サシムルノ事業ナリ。

羅馬ノ法律ヲ編纂シタル所ノ方法ヲ略視スルニ、我儕カ目的トスル所ノ事業ニ裨益スル所最モ多シトス。羅馬帝国ハ伊太利ノ一小部ヨリ起テ、欧羅巴州及ヒ亜弗利加、亜細亜ノ大部分ヲ支配スルニ至レリ。而シテ其政府ハ種々ノ変化ヲ経テ、遂ニ帝国ト為リ、其法律亦種々ノ変化ニ遇ヘリ。往昔ハ十二譬喩ト称スル所ノ法律ヲ人民ノ為メニ編纂シタリ。此法ノ一部ハ外国ノ法ヨリ導キ来レリ。又一部ハ新規議定ノ法則ヨリ成リ、又一部ハ該国古来ノ慣習ヲ纂集セシモノナリ。斯ノ法律歴世羅馬人ノ一般ニ遵奉スル所ト為レリ。然レトモ、国ノ勢力漸ク盛ナルニ随ヒ、其人民ヲ保護スル所ノ法亦経界ヲ広フシ、竟ニ議定法ノ増長スルカ為メニ、斯ノ原来ノ法幾ント其跡ヲ消スルニ至レリ。此議定法ハ各其性質ヲ異ニシ、又其根源ヲ異ニス。此ノ種類ノ議定法ハ皆「ジユスタニヤン」帝ノ命令ニ依テ編纂セラレタリ。

「ジユスタニヤン」帝ニ依テ編纂セラレタル法律ノ種類即チ左ノ如シ。

第一　リージス　此法ハ元老裁判官ノ作リタル法案ニシテ人民一般ノ承諾ヲ得タル所ノ者ナリ。

第二　プリベイテイア　此法ハプリヒアンス族即下等ノ種族ノ作リタル法律ナリ。パトリシアン即チ貴族ヨリハ上等ノ裁判官撰任セラレ、プリビヤンス族ヨリハトリピユノンスト名ツクル裁判官任セラル。而シテプリベシテヤハ此ノトリビユーン此ノ裁判官ノ作ル所ナリ。

第三ハ元老院ニ於テ議定シタル法律ニシテ之ヲ元老院議定法（セネーツコンソルトルム）ト云フ。

第四ハプラートルノ出ス所ノ報告状ナリ。此ノプラートルハ立法裁判ノ両権ヲ有シタル裁判官ニシテ、評議官ノ補助ヲ以テ自ラ訴訟ヲ聴クコトアリ。然レトモ多クハ必要ナル件ニ就テ、他ノ裁

判官ニ指令ヲ出シ或ハ判決ノ論理ヲ作リ、之ヲ他ノ裁判官ニ供フルヲ其職掌トス。

此ノ「プラートル」ハ一年間、其職ヲ終レハ必ス一ノ報告状ヲ出スヲ慣習トス。即チ其一年間ニ自分ノ定メタル法律ノ取扱及ヒ説解ノ方法等ヲ記載シタル報告状ヲ云フナリ。

故ニ此報告状ハ不文法及ヒ慣習法ノ公告ニシテ、全ク慣習ノ力ニ依テ法ト成レル者ナレハ、羅馬法ノ最モ肝要ナル部分トス。而シテ此法ヲ名ケテ「ジヨスヲハラリニン」ト謂フ。即チ貴族法ト云フ意。「プラートル」ノ地位ハ、其初メ貴族ノ有ナリシモ、国ノ権勢盛ナルニ至テ、此ノ習慣漸ク破レ、遂ニ平族モ此ノ地位ヲ占ルコトヲ得ルニ至レリ。因テ又プラートルノ官一人ニテハ足ラサルニ因リ、漸次ニ其員数ヲ増加スルニ至ル。

第五　律学師カ種々ノ疑問ニ答ヘシ所ノ論説又一ノ広キ法律ノ原因ヲ為セリ。

羅馬法ハ最モ有名ナル大家ノ学フ所ト為リ、而シテ此ノ学師ハ已レニ意見ヲ聞ク所ノ人ニ訴訟ノ手続キヲ教示シ自ラ好ンテ其訴状ヲ作リ其人ヲ保護スルノ風習ナリキ。又此ノ学師等ハ法律ノ疑点ニ注釈ヲ与ヘ、論説ヲ演ヘ亦依託者ト共ニ訟庭ニ出タリ。如此種類ノ学師ヲジユリユスフリユデンスト云ヒ、其法律上ノ論説ヲレスポンサト云ヘリ。

此法律家ノ論説ハ自ラ法律ノ力ヲ具フルニ非スト雖トモ其説ヲ重ンスルヨリシテ、幾ント成文法ノ如キ力ヲ有スルニ至レリ。

故ニ、之ヲ以テ法律ノ大原因ト做サレタリ。世降リ、羅馬ノ帝

国ト為ルニ及ンテ始メテ之ヲ纂集シ、之ニ皇帝ノ決定ヲ請ケ、公然タル法律ト為シタリ。此ノ時ニ至テ方ニ公然タル法律ノ力ヲ有シタリト雖モ、既ニ慣習ニ於テ充分ナル法律ノ力ヲ具ヘシナリ。

此種類ノ典籍ハ普ク後世ノ学師ガ従事スル所ト為リ、遂ニジユステニアン帝ノ時ニ当テ公然ト法律ノ部内ニ編入セラレタリ。

第六　裁判所ノ取扱三様ノ順序ヲ守ラシメン為メニ組立タル例規アリ。当初ハ之ヲ知ル所ノ者只タ律学師ノミニ限リ、此ノ規則ニ解明ヲ与フルハ一種ノ律学社会ニ与ヘタル特権ノ如クナリシカ、其後遂ニ編製シテ区分ノ明了ナル一書ヲ成セリ。此ノ例規ヲ名ケテレジスアクシヨンスト云ヒ、此ノ書ヲ目シテジヨスミウキ・ルホウキアムト云ヘリ。前ニ掲ケシ所ノ数多ノ法相集ツテ欧羅巴建国前ノ羅馬法ヲ成セルナリ。

其後五百年ヲ経テ、「ジユステニアン」帝ノ時ニ至リ、此七種ノ法律ニ、羅馬国帝ノ出シタル法令及ヒ規律（ママ）ヲ加ヘタリ。之ヲ「コンステキテユーテツトプアンシグルスト」名ク。即チ組立ラレタル法律ノ本理ト云フ意ナリ。此ノ法律中、一ハ帝ヨリ官吏ニ下シタル所ノ命令ニシテ、之ヲマンダタト云フ。又一ハ裁決書ニシテ、之ヲデクレタト云フ。又一ハ帝ヨリ裁判官ノ伺ニ答ヘタル指令書ニシテ、之ヲエテキクタト云フ。羅馬法ハ「ジユスタニアン」帝ニ至ルマテ、如此叢脞順序ノ景状ニ依テ数百年ノ星霜ヲ経タリ。此年間ニ数多ノ学師陸続世ニ顕ハレ、羅馬ノ法律学ヲ大ニ拡張セシ此ノ学師等カ才智及ヒ労力ハ実ニ「ジユスタニアン」帝ノ鴻業ヲ助ケシヨリ、其学師ノ一人ガ著述セシ一書ハ、帝之ヲ法

律編纂ノ良基礎ト為シ、之ヲ尊ンテ其書名ニ其学師ノ名ヲ与ヘタルヨリ、爾来、此書ハ如此キ事業ヲ為スニ当テハ常ニ其基源ナリト景仰セラレ、今ニ至リ尚ホ諸律学家ノ尊信スル所トナレリ。

ジユスタニアン帝ノトキ、事業ニ着手スルヤ、第一ニ有名ナル学師ニ令シテ其叢脞ナル法律中ヨリ一ノ全備シタル法律書ヲ抜萃セシメ、又法律書中ニ於テ二箇ノ同律並ニ相反対シテ両立シ難キ法律ノ併存スルヲ防カシメ、且千四百年即チ羅馬建国以来ノ法律中利益ヲ有シタル所ノ者ハ尽ク此ノ律書中ニ編入セシメタリ。

又帝ハ編纂シタル此ノ法律ヲ以テ従前ノ法律ニ代ラシメンコトヲ布告シ、遂ニ往昔ノ法律ヲ全ク廃止シタリ。

「ジユスタニアン」帝ノ命令ニ依テ編制シタル法律左ノ如シ。

第一　コード　十二部　羅馬国帝ノ法令中肝要ナル者ヲ集ム。

第二　パンラクト　五十部　羅馬建国以来ノ習慣法裁判官ノ裁決及指令、法律学師ノ説、賢哲及学師ノ著書等総テ有益ナルモノヲ纂集ス。

第三　「インステヰテヰユト」　四部　羅馬法ノ成立及本理ヲ論集ス。

此ノ法律書ハ上ニ述ヘシ如ク、昔ショリ今ニ至ルマテ法律家ノ最モ尊重スル処ニシテ、法律学科ニ志ス者ハ最モ肝要ナル典籍ナリトス。

「ジユスタニアン」帝ノ編制シタル法律ハ羅馬帝国一般ノ法律トナリ、其原質タル種々ノ法律書ハ此期ヲ以テ尽ク無用ノ者ニ属セリ。

又「ジユスタニアン」帝ハ、新タニ出ス所ノ布告法令ヲ編集セシメタリ。之ヲノウエルスト名ツク。上ニ掲ケシ所ノ諸書ハ、即チ羅馬法ヲ学フノ本質ナリ。就中パンデクトハ近世法律学師カ著述為スノ淵源ナリト謂ツ可キモノナリ。

右ニ論セシ所ノ羅馬法編纂ノ実跡ヲ以テ、即今日本ノ実況ニ適当セシメントスルニ当リ、聊カ意見ヲ演ヘント欲スルナリ。

日本ニ於テハ羅馬ニ於ケル如ク、法律学家ノ論説、裁判官ノ判決若クハ法令等ヨリ成立スル法律学ノ本理及ヒ本則ノ記載セシモ(まま)ノアルヘカラスト雖モ、昔時ヨリ裁判官各種ノ訴訟ニ与ヘタル載(まま)決録ノ存スルアリ。是則チ当時ノ慣習、風俗、交際等ヲ見ルニ足ル可キモノニシテ、今我輩カ、日本ノ慣習法即チ古来ノ慣習法律ノ力ヲ具ヘタルモノヲ知ラント欲スルニ於テ、必スヤ依頼ス可キ者ナラン。

此裁決録ト雖モ尽ク依頼ス可キモノニ非ス。又其裁決中其法理ノ両立シ難キモノアル可キナリ。如何トナレハ、此ノ載(まま)決ハ人民ノ訴訟ヲ判決スルノ職ニ任スルノ官吏カ作為セシモノニシテ、其目的タルヤ単ニ成法ノ人民権利ノ在ル所ヲ推考スルニアレハナリ。然レトモ此ノ成法ト人民ノ権利ヲ推考スルニ当テハ、必ス人民ノ慣習ニ依ラサルヲ得ス。故ニ昔時ノ慣習即チ普通法ヲ諒知セント欲セハ必ス此ノ記録ニ頼ラサルヲ得サルナリ。

故ニ愚案ニ依レハ、如此古来ノ裁決録ヲ集ムルハ、我輩ノ目的ヲ果ス為メノ一大事業ナランカ、近時ノ裁決録ハ益々精細充分ナルヲ以テ尚ホ取ル所多カル可シ。

按スルニ明治元年以来ノ指令及ヒ布告ハ金銀、貸借、財産譲渡等ノ約定ニ係リタル民法ヲ纂集スルノ一大原質ニシテ、法律中ノ最モ明諒確的ナル者ナルカ故ニ、我輩ノ目的ニ於テ第一ノ須要ナリトス。

此ノ布告及ヒ指令ハ其既ニ改正セラレ、或ハ廃止セラレシ者ヲ除キ、部類ヲ分テ之ヲ纂集スヘキナリ。

斯ノ如クシテ布告、指令及慣習法等ヲ纂集シ、其全部ヨリ一ノ簡明ナル日本帝国ノ完備セシ法律書ヲ編制スルコトヲ得ハ、日本ニ於テ法学科ニ志ス所ノ者ヲシテ、其学科ニ従事セシムルノ基本ヲ与ヘシムルヲ得ヘキナリ。

此法律編纂ノ事業ニ下手スルノ後、又其実験上ヨリ便宜ノ方法ヲ発見シ、当初ニ定メタル方向ヲ変スルコトアル可シト雖モ、愚按ニ依レハ初頭ニハ先ツ法律ノ本質ヲ組立ツ可キモノヲ纂集シ、而後之ヲ便宜ノ部類ニ分チ、以テ検閲セシム可シ。

部類及ヒ順序組立ノ方法ニ至テハ、其時ノ便宜ニ従ヒ、後日之ヲ論スルモ猶遅シトセサル可シ。又按スルニ此種類ノ方法ニ就テハ「ジュスタニアン」帝ノ編纂法ニ多ク其源ヲ取リタル外国ノ纂集法ヲ、今日本ニ適用スルヲ不可ナリトスルノ道理ヲ発見シ能ハサルナリ。

一千八百七十六年四月

上等裁判所

ジー　ダブルユ　ヒール

謹白

右の意見書に関連する民事慣習蒐集方法を述べた書簡

民法編輯ノ事業ニ付、貴下御問合ノ趣奉承知候　此儀ニ付テハ是迄司法卿閣下ニ呈シタル諸般ノ書面特ニ去四月最尾ニ呈シタル編輯ノ事業着手ノ方法ヲ論シタル書面ヲ御覧可被下候

右事業ニ付、幾名ノ委員ヲ要スルヤノ御問題、私ヨリ確答難仕候　此儀ハ司法卿ノ御決定ニ在之儀トモ奉存候　然レトモ編輯事業成効ノ遅速ハ、之ニ従事スル人ノ力ニ隼シ候ハ勿論ノ事ニ候将又此任ヲ請ケタル人ハ、事業ヲ終ルマテ専ラ之ニ従事シ、且ツ此出版ヲ掌ル為メニ充分ナル人員ヲ撰挙ナスハ必要ノ事ト存候帝国ノ諸部ヘ委員ヲ派出シ、其地ノ習慣法ヲ纂集シ、之ヲ其本局ヘ稟報セシムルハ、一ノ好策、此事業ヲ渉ラシムルノ大ナル助ケナラント被考候　然レトモ此事業ニ付、最緊要ナリトスル所ノモノハ、是迄諸裁判庁及其他民事ヲ取扱フ諸庁ニ於テ為シタル民事ノ判決記録ニ可有之ト奉存候

貴下ヨリ御渡シニ相成候　編輯ノ表拝見仕候　其条目ハ随分宜敷順序立ラレ候得共、尚ホ一二ノ増補ヲ要ス可キ廉モ有之候　然シ編輯ノ体裁ハ緊要ノ第一タルモノニ無御座、此事業ノ最モ難キトスル所ハ、即チ編輯スル所ノ実質ヲ判定スルニ有之事ト奉存候恐惶頓首謹言

千八百七十六年五月二日

ヂー　ダブリユー　ヒール

司法省民事課

（ママ）幾田君　貴下

追記　本稿で述べた益田克徳訳「証拠論抜萃」は、昭和三十九年七月、最高裁判所図書館主催の明治初期法律書展示会に出品され、その出品目録には、ヒルの推薦により司法卿の「大木が訳官に命じて翻訳せしめた」ものと解説されている（最高裁判所図書館編「明治前期法律図書展示会解題目録」・一三頁）。目録解説者（署名はないが、当時の整理課長西村拾也氏とのことである）の見識に敬意を表したい。